一般競争入札の実施(公告)

令和7年度長崎県産品県外PR推進事業長崎フェア等業務委託について一般競争入札(以下「入札」という。) に付するので、次のとおり公告する。

令和7年5月26日

長崎県知事 大石 賢吾

I 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和7年度長崎県産品県外PR推進事業長崎フェア等業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

- (4) 入札の方法
 - ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
 - ウ 入札回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積 の協議を行う場合がある。
 - エ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
 - オ 電送による入札は認めない。
 - カ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれ にも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必 要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和7年度長崎県産品県外PR推進事業長崎フェア等業務委託に関する令和7年5月26日付けの競争 入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であ ること。
- (4) この公告の日から9の入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は 受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望する者は、2(3)の告示に定める競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。) に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番 | 号

(名称)長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課

(電話) 095-895-2623

(提出期限)令和7年6月9日(月)正午

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

- 5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称等
 - (住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番 | 号
 - (名称)長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課

(電話) 095-895-2623

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- (2) 入札説明書の交付方法
 - (期間) この公告の日から令和7年6月9日(月)までとする。(県の休日を除く午前9時から 午後5時まで。ただし、最終日は正午までとする。)

(場所) 5の部局で配布するほか、長崎県ホームページに掲載する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札の期日及び場所等
 - (期日)令和7年6月17日(火)午後3時
 - (場所)長崎市尾上町3番|号 長崎県庁|階 入札室

開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に 5の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限)令和7年6月16日(月)午後5時(必着)

(提出先)長崎県文化観光国際部 物産ブランド推進課

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、特定封筒郵便及び特定記録郵便のいずれ かの方法により上記受領期限内必着のこと。

10 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書の写しを入札執行者に提示すること。

| 1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。 ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の 5以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法 人通則法(平成11 年法律第103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成 15 年法律第112 号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15 年法 律第118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほ ぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10 以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法 人通則法(平成II 年法律第I03 号)第2条第I項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成 I5 年法律第II2 号)第2条第I項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成I5 年法 律第II8 号)第2条第I項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほ ぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出す る場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(I)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県の責に帰さない事由により契約が解除された場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (I) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達 に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。